

生食発 1212 第 7 号
平成 30 年 12 月 12 日

各 { 都道府県知事
市 長
特別区 区 長 } 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「水道法の一部を改正する法律」の公布について

「水道法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 92 号。以下「改正法」という。)については、第 197 回国会(臨時国会)において、平成 30 年 12 月 6 日に可決成立し、本日公布されたところである。

改正法の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下の水道事業者等に対しこれを周知するとともに、その施行に遺漏なきよう期されたい。

なお、本法律改正に伴う政省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

また、施行後の水道法全般にわたっての留意事項を今後通知する予定であるので御了知いただきたい。

記

第 1 改正法の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、都道府県による水道の基盤の強化に関する計画(以下「水道基盤強化計画」という。)の策定、水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制の導入等の措置を講ずる。

第 2 改正法の内容

1 法律の目的及び責務の改正

- (1) この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とすること。
(第1条関係)
- (2) 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者等に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならないものとする事。
(第2条の2第1項関係)
- (3) 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等(水道事業者等との間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとする事。
(第2条の2第2項関係)
- (4) 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等との間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとする事。
(第2条の2第3項関係)
- (5) 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならないものとする事。
(第2条の2第4項関係)

2 水道の基盤の強化に関する事項

- (1) 厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとし、基本方針においては、水道の基盤の強化に関する基本的事項、水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項その他の事項を定めるものとする事。
(第5条の2関係)
- (2) 都道府県は、基本方針に基づき、水道基盤強化計画を定めることができるものとし、水道基盤強化計画においては、計画区域を記載するほか、水道の基盤の強化に関する基本的事項、水道基盤強化計画の期間、計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置に関する事項その他の事項について定めるものとする事。
(第5条の3第1項から第3項まで関係)
- (3) 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あらかじめ計画区域内の市町村及び水道事業者等の同意を得なければならないこととする事。
(第5条の3第4項関係)
- (4) 二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、水道基盤強化計画を定めることを要請することができることとし、都道府県は当該要請があった場合において、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めるものとする事その他の水道基盤強化計画に関する所要の規定を設けるこ

と。(第5条の3第5項から第10項まで関係)

(5) 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会(以下「協議会」という。)を組織することができるものとする。 (第5条の4第1項関係)

(6) 協議会は、都道府県、協議会の区域をその区域に含む市町村、協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者並びに都道府県が必要と認める者をもって構成するものとする。 (第5条の4第2項関係)

(7) 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。 (第5条の4第3項関係)

3 事業の休止及び廃止に関する事項

地方公共団体以外の水道事業者が、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないものとする。 (第11条第2項関係)

4 供給規程に関する事項

供給規程に定められる料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならないものとする。 (第14条第2項関係)

5 水道施設の適切な管理に関する事項

(1) 水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならないものとする。 (第22条の2関係)

(2) 水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならないものとする。 (第22条の3関係)

(3) 水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めるとともに、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならないものとする。 (第22条の4関係)

6 水道施設運営権の設定の許可に関する事項

(1) 地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第1項の規定により水道施設運営等事業(水道施設の全部又は一部の運営等であって、当該水道施設の利用に係る料金を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業をいう。)に係る公共施設等運営権(以下「水道施設運営権」という。)を設定しようとするときは、あ

らかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならないものとする。 (第24条の4関係)

(2) 水道施設運営権の設定の許可の申請、許可基準及び水道施設運営権の取消し等の要求その他の事項について定めるものとする。 (第24条の5から第24条の13まで関係)

7 指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する事項

指定給水装置工事事業者の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。 (第25条の3の2関係)

8 災害その他非常の場合における連携及び協力の確保に関する事項

国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。 (第39条の2関係)

9 罰則に関する事項

罰則について所要の規定を設けるものとする。 (第53条及び第55条関係)

10 その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第1条関係)

2 経過措置

その他、この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めること。 (附則第2条から第5条まで関係)

3 検討規定

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第6条関係)